

23/12/5 経済安保法オンライン学習会（主催：秘密法と共謀罪に反対する愛知の会）
半自動文字起こしアプリによる文字起こし

中川：YouTube ご視聴の皆様、今からオンライン学習会を始めたいと思います。

私が司会をさせていただきます、秘密法と共謀罪に反対する愛知の会の事務局長をしております弁護士の中川匡亮と申します。よろしくお願いいたします。

本日ですねちょうど 10 年前の 2013 年の 12 月 6 日に特定秘密保護法が強行採決されたということではばちょうど 10 年ということで、その 10 年を振り返りいただくということでその今回の学習会を企画しております。

その後もですね特定秘密保護法が強行採決された後も、共謀罪だとか、デジタル庁法だとか重要土地調査規制法だとか、市民の監視に使われる法律が治安立法がどんどん立法されているということで、現在はですねそのセキュリティ・クリアランスを盛り込む法案がですね、出されようとしているということで、これは更なる秘密保護法の更なる拡大だということで、食い止めなければいけないということで今日ご多忙の中ですね、秘密保護法対策弁護団共同代表や日弁連秘密保護共謀罪対策本部副本部長などをお務めになっている海渡雄一先生にオンライン上にお越しいただきました。

この度はよろしくお願いいたします。この度は困難な講師をお引き受けいただいてありがとうございます。本日ですねこの愛知の会の代表ですあります浜島弁護士がちょっと体調不良で急遽出席できなくなってしまったということで、少しちょっと役割の変更しつつ進めさせていただきますが、開会の挨拶を近藤ゆり子さんの方にお繋ぎしたいと思いますよろしくお願いいたします。

近藤：ごめんなさい。開会の挨拶というか 10 年前から当初からずっといるっていうのは浜島さんがそうだったんですけど、今日急遽、欠席されるということで、ちょっとあの 10 年前どうだったんだろうっていうのを簡単にまとめるっていうか画像抽出しました。

すいません。画面共有試みましょうか。これでいいでしょうか。

2012 年から私達秘密保全法に反対する愛知の会として活動しずっと街頭宣伝なんかをしてきました。

2013 年の臨時国会に法案が提出されてからも本当に連日のように街頭宣伝したんですけども、その中で特に 12 月近くなってからですねどんなことをしたのかな、一つの象徴的な事例として、街頭で「秘密保護法国会へのメッセージツリー」というのを作りました。これは本当に多くの人たちが街頭に立ってくださったし、多くの人たちからこの葉っぱを集めました。そしてツリーの形にしてこれを国会に持っていったのが 12 月 4 日これ、私達の主催で院内集会をやりました。

そして、問題で 12 月 6 日ですね、久屋大通公園エンゼル広場に 4000 人を集めて、私達は反対の声を上げました。

しかし残念ながら、あのよう強行採決されてしまった。

でも、めげずに12月にすぐ廃止に向けての運動を始めています。この左上のは藤田早苗さん、秘密法について英訳して国連の人権機関に持ってってくださった。

そして350人集めた屋内集会、そして12月26日のこの該当の行動、これ左側ですね。そして1月には、私達だけじゃない、もちろんないんですけど秘密法に反対する全国ネットワーク、これ内田さんなんか頑張っているいろいろ繋いでくださって、オンライン上ではあるけれどもそういうものを発足させました。

ここに私、東京で記者会見したときは私が行って、そして同じ時間に愛知では3000人の集会を行っています。

そして秘密法反対全国ネットワーク第1回の全国交流会を愛知で行いました。

そして第2回は大阪、第3回は東京。そしてその後2014年、2015年っていうと皆さん、安保関連法という戦争法ですね、こういった運動が全国で盛り上がって、私達はあえて秘密法ということ、情報ということにこだわりながら、そして共謀罪なんかこだわりながら運動を続けてきました。

しかし大きく発展したのかというとなかなか苦しいところもあります。右下は2019年の12月8日これ、これも12月で強行採決されてからっていうことで、もう1回集まってみようじゃないかというふうにして名古屋に集まりました。意味がなかったとは言いませんけれども、それで大きな起爆剤になったとは言いがたいところはありますけれども、私達このようにして、「秘密保全法に反対する愛知の会」から「秘密法と共謀罪に反対する愛知の会」として続けてきた。これは、ある意味最初に運動体として作り、全国にもそれを発信し、それなりの意義を持ってきたからこそ、責任もあると思うんです。

秘密法、今度、経済安保法セキュリティ・クリアランスという名前で、秘密法の大拡大が行われる。このことについてしっかりと学んで、私達ももう1回決意を新たにして、この秘密法に対して、秘密法を廃止し、こういった秘密法体制を打破していくという私達の決意を固めていきたいと思っています。

よろしくお願いします。

中川：近藤さんありがとうございました。

(ちょっとどうしたら。パワーポイントを消す、画面も消す。ビデオも消す)

はいありがとうございました。

それではですね経済安保法改正の名のもとに大拡大する秘密法体制ということで、海渡先生にご講演をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

海渡：中川さん、60分って聞いていますけどそれぐらいいいんでしたっけ。

はい、わかりました。

皆さんこんにちは。私は弁護士の海渡と申します。

今日はこの秘密保護法反対の戦いをですね、全国の中で牽引されてきた愛知の会からお呼びいただいて、次の10年目にしてですね、秘密保護法が大拡大するそういう節目に当たってしまったと。

10年間の戦い色々な意味で振り返って、もちろんその廃止が実現できていないではないかという方もいるかもしれませんが、それはその通りなんですけれども、廃止法案ってのを出すことは1回成功してるんですよ。

野党が選挙に勝てば、廃止できるそういう基盤を作ったという面はあると思います。

そして、あの1件だけですねすごく不自然な適用がされたんですけれども、それもなんてでしょう、そのことはちょっと後で触れることにしましょう。

ということで、ちょっとですね最初に、今日の僕の話なんですけれども、これ第1から第8まであってですね、事前にパワポを送ったら、近藤さんから今日のお話は第5から始めてくださいと。

本当はこの第1から第4を前振りに話したかったんですが、それをやってるうちに1時間終わっちゃうといけませんので、第5から始めて第8までやって、時間が余っていたら、その前半をやる予定だったことをやってよろしいということになって、本当はデジタル法のこととか、防衛三文書のこととか、土地規制法の話もしたかったんですが、それは後回しにさせていただきます。

ここからですね。

防衛三文書から振り返る 最近の安全保障法制そのⅡ、そのⅠが土地規制法だったわけなんですけれども、経済安保法これがどういう意味があったのかという話をしていきたいというふうに思います。

経済安保法っていうのがどういう法律か、いまいち掴みづらかったというふうに皆さん思っておられると思います。それは当然で、法案を読んでもですね何が何だかよくわからないような言葉が並んでいるだけで、ポイントはですね特定重要物資の安定的な供給を、サプライチェーンを強化する。

外部からの攻撃に備えた基幹インフラ役務の重要設備の導入、維持管理ですね、それから、先端的な重要技術の研究開発の官民協力。そして原子力や高度な武器に関する技術の特許非公開、この四つが柱です。

でもこれだけ読んでもよくわかんないと思うんですけれども、元々この法律は政省令の委任が138ヶ所にも及んでいてですね、法律だけでは全然意味がわからないような法案である。

基本方針は政府の決定であって政省令ですらないもので基本方針が決まってくるという重要なことは法に規定するべきではないかという質問にも、そういうことはできないんだと、適切と言い難いとかと言って、全然答えませんでした。

野党の議員の質問については現時点で予断を持って言及することは控えたいということ答弁が決まり文句。それで決まってしまった法律です。

ただですねこれは法律だけではなくてその後でできた基本方針、基本指針などからですね、今何が行われてるかを読み解いたこれは我々と一緒にこの活動を一生懸命やってくださっている東北大の名誉教授の井原さんが作ってくれたものです。井原さんのご了承をもらってここに出しているわけですが、わかりやすいこれを見るととてもわかりやすいです。

半導体、蓄電池、医薬品、パラジウム、クラウド、肥料、船舶関係こういうもののサプライチェーンを多元化して強靱化するんだと。

皆さん、最近感じられていると思いますけれども、新聞の紙面にその黒鉛の中国からの輸出が制限されるようになったとか、風邪薬が手に入らないとかそういうことがもう既に始まっていますよね。これはいろんな説明がされていますけれども、基本やっぱり日中関係の軋み、中国が日本に対してですね、次の基幹インフラの供給確保という部分の報復として輸出規制を始めていることが原因だろうと僕は思っています。

この法案では何をやろうとしているのかっていうと、今まで中国から買い付けていた物資を別の国から買い付けよう。そして別の国から買い付けるにあたって当然値段等も問題になるわけですが、お金が足りない部分は国が補助しましょうと。

そういう形で非常に利権化してる可能性が高いですけれども、中国以外のところから高値で必要な物資を買い取ってくるみたいなことを国の費用でやっている。これが柱の1番目です。

2番目はですね、何をやってるかっていうと、特定社会基盤事業と言われている事業。

①から⑭まで、電気、ガス、石油、水道、鉄道、貨物自動車運送、外航貨物、航空、空港、電気通信、放送、郵便、金融、クレジットカード、極めて重要な事業ですね、これらの事業について管理統制、官民癒着忖度事業者への天下り、飴と鞭の危険性って書いてありますけれども、簡単に言うとこれらの役務を供給している事業体が中国系のITを使うことをやめさせる。それを大きな目標にしています。

圧倒的にアメリカのITに切り替えさせている。

主要の企業だけでなくその関連企業みたいなところまで手を伸ばしていきますから、日本の主だった企業がですね軒並み中国系のITを入れていたファーウェイ社とかを入れていたところはですね、外されていっている可能性があります。

これが2番目ですね。そして3番目はその特定重要技術、特定重要技術が何なのかってのはよくわからないんですけれども、先端技術と言われてるようなもの、機微技術、こういうものを、官民の協力で研究開発していく。

そして罰則付きで、その秘密保護義務が課せられた研究協議会シンクタンク等による研究情報管理研究の遂行管理そして官民伴走であって社会実装まで繋げていく。

ということで、実はもうここに罰則がついてるんですね。

しかしこの罰則はまだ特定秘密法とはレベルの違う、懲役1年とかそういうものなんですけれども、これから出てこうとしているセキュリティ・クリアランス法というのはここにある罰則を特定秘密保護法並みに強化するものになるだろうというふうに思います。

それから特許の非公開。

秘密特許制度をとると、実質的ながら特許は取れないということだろうと思うんですけれどもそれについては、それに伴う補償を行うということで補償の手続きなども詳しく定められている部分があります。

本当にそんなものが機能するかどうか僕にはよくわかりませんが、簡単に言うと、国の利害に関わってくるようなかなり広範な今ここに出ているような物資を、その供給に関わるような事業体、基幹インフラに関わるような業務の IT 関係で働いてる人たち、そういった人たちまで含めてですね、研究開発の上の秘密が課されることになりますから。

そういう問題が起きてる。そしてこの部分の次に出てくるセキュリティ・クリアランス法では特許の非公開とかいうレベルではなくて、民間企業の多くの人まで含めて適性評価の対象にしていくと、そのことは後で詳しくご説明します。

経済安保のどこがそのへそなのかってのはよくわかんないんですけれども、この鈴木さんっていう経済安保の中心メンバーですが、東大の先生はやっぱりサプライチェーンの強化これが本命なんだと。中国製のインフラを排除することを始めたときに対抗的な金融措置が行われるだろう。それに対抗するためにこのサプライチェーンの強化をやるんだらう。本丸はこのサプライチェーンの強化からこれは重要物資の供給が途絶えるのを防ぐため、中国への依存度を減らすことに狙いがある。

他の国で作れないものか、レアアースのように中国依存度が強いのか、この二つの基準で判断するとかいうようなことを言っています。

僕もこの間少し勉強しましたが、例えばですね、日本で使われている医薬品の多く、とりわけですね抗生物質みたいなものはほとんどが中国からの輸入に依存している。

それから肥料ですね、肥料の原料もかなりの部分が中国に依存してるということで、日本の医療とか日本農業の根幹がやっぱり中国からの輸入に依存してる状態になっているわけですね。

そしてそこを何とか多元的な供給網を確保しようとしてる。そのためにお金をつけておく事業者の尻を叩いて他のところから買ってこいというふうになっているだけでも、どうもうまくいってないようで全国の薬局で今まで普通に処方してもらえていたような風邪薬すらちゃんと処方できない状態が既に発生してきています。それから官民の共同によるデュアルユースの科学技術開発これこそが本命だって言ってる人もいます。

これも元官房副長官補だった兼原信克さんという人です。日本の中で何が狙われているか、特に危ないのは最先端のコンピュータ、量子、AI、バイオ、こういう安全保障に直結する技術なんだ。サイバー攻撃を仕掛けて情報を奪いに来る、これに対する日本は防御意識が非常に希薄なんだというようなことを彼は言っています。

そして学術の世界、大学には防衛省に関わることなど許されないという雰囲気がある。

結果、米国の軍事技術に依存する構造になっている。

官民協議会を立ち上げて日本は日本製の軍事技術、日本製の武器を持つべきだ、そして海外にもそれを輸出していくべきだというふうに考えておられるのではないかなというふうに思います。

今まで確かに学会の提言などもありですね、軍事研究とは一線を画してきた大学研究。これがこの経済安保法によって、そして軍民デュアルユースというのが一つの決まり文句。軍民デュアルユースと言ってますけれども、結局それは軍事目的を隠す目的があるのではないかと思いますけれども、AI を使って脳を外部から操作する、これは確かに障害者の方の生活水準を向上させる、そういう画期的な技術になり得るわけで、民間技術と言えるんですけども、それが兵士の機能を強化する。いわゆる AI 兵士みたいなものを生み出すようなものにもなるということがあって、どちらがメインということはないんですけどもまさに軍民デュアルになってるということかも、そしてこういうその官民協議会というものができて、そこがたくさんの予算を確保し、そしてそこで研究したことによって、学位を取ることができる。博士号を取ることができるというようなことまでやろうとしています。

これについて政府は 5000 億円の基金を作っていて、もう既に半額、もう既に全額が使われてると思いますけれども、そういう状態になっている。

しかしですね大きな問題は、井原先生が何度も言われていますけれども、科学技術研究というのは、公開データを自由に批判的に吟味して研究の質を高めていくというのが、科学研究の生命線だったはずで、制約が行き過ぎると研究が窒息死してしまうんじゃないかというふうに井原先生がこの法案の参考人としての意見の中で言われています。

これが本当の大きな問題かと思います。

経済安保のことが非常にどんな本質を持つのかということが明らかになったのが、この大川原化工機事件です。この大川原事件の内容を一番最初に詳細に報じてくれたのは青木理さんだったんですけども、この大川原化工機事件は簡単に言うと、乾燥機会社ですね。でも完全に民間で用いるような乾燥機の技術を中国に輸出した。

それがでも軍事転用可能なものだったというふうに濡れ衣を着せられて、会社の社長さんや、技術者の人や幹部が長期間にわたって警察に逮捕拘禁されて、非常に無理な取り調べを受けて中には体を悪くされて、獄死はされませんでしたけれども、釈放になって直後に病死されたというような非常に悲惨な事も生まれているということが起きています。

この事件については、事件そのものがでっち上げであったということが、捜査機関の内部のメンバーの方から、国家賠償訴訟の事件の中で証言がされていて、司法判断が非常に注目されるそういうことが起きています。

もう一つですね、こっちはあんまり知られてないかもしれませんが、朝日新聞の連載記事の中で、SBI ホールディングスという会社の合併事業に関連してですね、北村滋国家安全保障局長がこれはまずいねというふうにひとこと言ったことによって、この SBI とその中国平安グループとの合併会社というものが阻止されてしまったということで、大変大きな問題が起きています。

このSBIの広報に確認すると、当初の想定より地域金融機関からのニーズが低かったとかというような説明もしてますけれども。

政府並びに議員の先生方から諸々ご意見を頂戴して、合併会社は解消になったと。政府と、おそらく自民党の議員でしょうが介入したことは明らかです。

それでこの経済安保はですね、日本の基幹インフラが外部に依存してはならないというような、あとその重要な特定物質の調達を外部に依存してはならないというようなことが法律に書かれているわけです。外部への依存とか外部からの妨害という概念があります。

この外部が何なのかということは、国会の審議の中ではですね、全く小林大臣は答弁されませんでした。中国が外部なのですか。アメリカは外部ではないんですかっていう質問を、私のパートナーですが福島瑞穂議員が国会で質問すると、担当の小林大臣は予断を持ってお答えすることは困難というふうに繰り返して一切答えなかったんですね。

ところが国会の審議の途中でですね、坂本雅子さんという共産党が推薦された参考人の方ですけれども口述されて、その中でアメリカ米国経済から中国を排除する法整備を2018年から本格化させている。

国防権限法に盛り込まれた国防権限法889条で、取引先、禁止先にファーウェイ、ZTE、ハイクビジョン、ダーファ・テクノロジー、ハイテラの5社を入れていると。

これが、供述されて2020年の8月には第2弾の規制を開始して5社とその関連企業の製品を使う企業がアメリカ政府と取引することも禁じたと。

そして坂本氏はこの意見口述の中で国防権限法第2弾の開始の数日の2020年8月6日ですね、クラック国務次官はテレビ会議で日本企業6社。NTT、KDDI、ソフトバンク、楽天、富士通もう一社ちょっと抜けてるんですけども、呼び出し中国5社の製品の利用排除しろと命令したというふうに言われたんです。

これはちゃんと根拠があってですね、坂本さんが書かれた雑誌経済の論文によるとですねこれは「ダイヤモンドオンライン」の2020年9月28日のNTT、KDDI、ソフトバンク米政府が直接中国排除圧力の衝撃からの記事からの引用だということがわかります。

これはですねもう現実に始まっていることです。

おそらく次々に重要なインフラを扱うような企業には、こういう経済安保法をもとにして、周辺企業、関連企業まで含めて、このファーウェイ社などのITを使ってる会社がないかどうかという査察が始まっているというふうに思います。これに対抗するためにですね、こういうことが現実に動いていることに対抗するために、中国政府はレアアースであるとか、その抗生物質とか、肥料の材料とかもそういう日本の基幹的なその輸入物資これをじわじわと止めてきてるのではないかと思います。皆さんの中にも病院に通われてる方はいると思うんですけども、その各病院のその薬局は今も本当に異常な状態に置かれていて、必要な処方箋にいつも使ってるような薬がどうしても手に入らないと、待ってくださいと。でもいつ入るかわかりませんというようなことになってきています。

これにいろんな理由があるんだと思います。

一説にはいわゆるジェネリック医薬品に頼ってそのジェネリックで不正があったためにその会社が立ち行かなくなってしまうという説明をする人もいるんですけども、やっぱり元々の原料が入ってこなくなっているということが大きな原因になっているのではないかと思います。

（ちょっと電源が切れそうなのでちょっと。電源に繋がりましたので大丈夫です）

よくよく見てみるとですね、確かに経済安保法に書かれてることは 2021 年 4 月の菅首相とバイデン大統領との共同声明の中にはっきり書かれてるんですね。

そして、日米技術協力を生命科学、バイオテクノロジー、人工知能、量子科学、民生分野で民生宇宙分野って書いてあります。

宇宙分野は簡単に言うと、あのミサイルのあの技術の分野ですから軍事も絡んでることです。そしてアメリカが進めている中国の 5 G 関連業者、ファーウェイ社などの排除、これに日本も共同歩調を取るために「信頼するに足る事業者に依拠する」というふうに言葉が使われてこれは読む人が読まないという意味は不明だったかもしれませんが、坂本先生の解釈というか見方、僕も正しいと思いますが、これは中国系の IT は締め出すということだろう。

そして半導体を含む機微なサプライチェーンについて日米で連携していくということで、中国とそのサプライチェーンを脱中国化していくということが目指されているので、そしてこの指摘は防衛三文書とその基本方針、基本指針によって完全に現実化したというふうに言えると思います。

そしてその防衛三文書を執行するために、今年の国会で作られたのは防衛財源確保法と軍需産業の強化法です。

これはちょっと簡単にすることにしますが、防衛財源の確保法が成立して、これだけの多額の財源を確保するということが決まっている。

そして新たな国債発行、国債償還ルールの見直しなどといったことも言われてきています。非常にこういうことをして本当に日本経済を痛めてしまわないのかなということが我々のような庶民にとっても心配になるようなことが次々に行われようとしています。

そして兵器、武器産業のその開發生産基盤を強化する法律。

反対運動の中で軍需産業強化法というふうに呼んでいましたけれども、これも企業版の秘密保護法でもあります。

でもこれはまだ懲役 1 年、2 年のレベルの秘密保護法なんですけれど。これに立憲民主党も賛成して成立してしまったという問題があります。

軍事産業強化法は防衛産業の位置づけを明確化して、サプライチェーンのリスクをですね防衛省が直接把握するんだ。そして基盤強化の措置を取る。サプライを含めて経費を直接的に支払う。様々なリスクへの対応や防衛生産基盤の維持強化のためにお金を出していく。装備の移転を円滑化、資金を直接貸し付ける。

それからですねそれでも経営が立ち行かなくなったときには、任務に不可欠な装備品を製造する企業については国有化する。これは驚きましたね。

日本の今までの戦後史というのは、国がやっているような事業、それこそ郵便も電話もそして、鉄道もみんな民営化してきたわけですけども、ここにきて軍需産業については、国自身が製造していると国有するということまで打ち出されてきてる。そして装備品等の契約における秘密の保全措置を取るというようなことまで含まれております。

今全部説明しちゃいましたね。

ということで、法律については、我々が今様々な土地規制法なんかも一緒に反対している。NAJAT（武器輸出反対ネットワーク）の杉原さんが参考人として出て、この軍事産業強化法案っていうのは、攻撃的な殺傷武器の輸出に道を開く、日本を平和国家から死の商人国家に墮落させるものだということを批判されました。

これに対して松川るいさん、エッフェル塔で有名になった方ですけども、松川さんはレッテル張りで防衛産業が後ろ指を指されることはあってはならない。

でもこれは僕はどうかと思いますね。

日本は死の商人国家にはならない。武器輸出三原則、これは非常に大切にして生きてきた、そういう国家だったわけですけども、これを武器をどんどん攻撃型のですね殺傷型の兵器を輸出するような国になるということについて、ちゃんと国民の間で議論したてでしょうか。

圧倒的に世論の調査をすればこれは反対だという意見が強いはずです。

音喜多さん維新の方ですが、死の商人とか強い言葉もあるが平和を目指す一致点は変わらないなんて言ってますけどでも、この法律に賛成しちゃってるわけですね。

後ろ指をさされるようなことをやらせようとしているのが武器輸出を促進しようとしている政府与党で、法案に賛成している会派、維新を含んでですがというふうに反論をされていて、この論争はなかなか見応えがあったというふうに思います。

防衛装備移転三原則、これを輸出可能な分を限定してきてたわけですけども、殺傷武器の輸出解禁が与党協議のテーブルにつくというようなことになっています。

でも世論調査するとですね、殺傷能力のない武器輸出にとどめるべきだというのが、共同通信の5月の世論調査では54%、殺傷能力のある武器輸出に反対する意見は77%ほどに達しています。でも非常に危惧されるのはですね、今までODAというのはいわゆる民生に限られてきたわけですけども、軍事的なODAというものを可能にするような仕組みが立ち上がっています。

同志国の軍に装備品などを提供するような枠組みというのが既に始まっているということで、2023年の当初予算で20億円を計上していて、フィリピンやマレーシアなど4カ国に防衛装備品、防衛装備品は武器ですね、無償供与する方向で調整しているということです。さっき後の話に繋がるんですけども武器の製造契約における秘密の保全措置そして兵器の機微情報の保全を強化するということが含まれていて、サプライチェーンの部分は2年以下、装備移転支援業務に関連する部分は1年以下という形になっています。

でもこれだけでも十分企業版の秘密保護法というふうに言えるのではないかなというふうに思います。

それでですねもう一つ、この話も是非したかったんですが、軍民デュアルユースっていうのが今どういうふうに進んでいるかなんですけれども。

この写真はどういう写真かという、これは福島県の浪江のですね棚塩というところにある工業団地。見渡す限りの一番右にあるのは、これは集成材の工場ですね。

真ん中にあるのは太陽光ですけれども、遠くに見えてるのは水素プラントなんですよ。

こういうふうにもものすごく広大な地域が工業地域になってきている。

これがイノベーション・コーストだっていうふうに言われていて、ロボットテストフィールド、そして福島国際研究教育機構というのができています。

これが僕はまさに経済安保の現場であるというふうに思っています。

ここに去年の9月に岸田総理が来ていて、本当に最近岸田さんはこういう戦闘スタイルで出てくることが多くなってきていますけれども、この経済安保にうたわれてるような、いわゆる軍民デュアルユースのシンクタンクというものが、この福島に作られようとしているものなのではないかというふうに考えています。

そして福島ロボットテストフィールドっていうのができているんですけども、このロボットテストフィールドっていうのは、所長の挨拶でこう言ってんですね「インフラや災害現場など、実際の使用環境を再現することで、陸・海・空ロボットの性能の評価や操縦訓練等ができる世界に類を見ない施設だ」

これは最初の触れ込みは、第1原発の廃炉に使うロボットを作るところだって言われてたんですが、陸・海・空ロボットのその総合的な研究開発ができるというふうに言ってるんですね。

さらにですね、防衛省の陸上装備研究所が出しているロボットテストフィールドの活用というパワポがあってこれは今もう既にネット上から消されてしまっていますが、この中でですがこれちょっと今日は省略しちゃいましたね。

水中で活動することができるとかあと CBRN 対応のロボット CBRN 対応っていうのは、C はケミカル、B はバイオ、R はラジオアクティブ、N はニュークです。簡単に言うと生物兵器、化学兵器、核兵器が行われた後の環境下で作戦行動を遂行できるようなロボットの研究をやっているというふうに私達は思っています。そういうことが福島原発事故の跡地で現実に行われている。この写真で見えると思いますがこのトンネルみたいのがありますが、これは海の水の中でのロボットの研究のための施設だというふうに思っています。

日本でもですね、ロボットテストフィールドを通じてアメリカの国防高等研究計画 DARPA、こういうものと同じようなですね、ベトナム戦争時の枯葉剤とか、ドローン、GPS、それから人間の脳のシミュレーション BCI ですね。

ブレイン・マシーンインターフェースでしたっけ、ちょっとそういうようなものまで研究されてるということです。これですね、すいません。

このように 20 キロ離れたところからですね。汚染地域内の無人作業車両を 20 キロ離れたところから遠隔操作をするという研究をするということがはっきり打ち出されており、軍産複合体が出現可能性があるというということです。こういうことが行なわれてる

中に、次の通常国会に、いわゆるセキュリティ・クリアランス束ね法案というのが出てきます。

セキュリティ・クリアランス、適性評価の法制化に向けて特定秘密保護法を改正すると、経済安保に関する情報を対象に加える案が政府内で浮上しているというふうに、今年の夏のですね産経新聞に大きく載ったわけです。

特定秘密保護法に関しては実は 2014 年、2022 去年ですねの審査で、やっぱり特定秘密の対象となる情報カテゴリーが明確でない、国家の安全という抽象的な概念で表現の自由が制約され得ている。公共の利益に関する情報を漏らすことによって、ジャーナリストや市民団体など個人が処罰される危険があるということが指摘されています。

それで秘密保護法の第 1 号事件というのが起きて、1 等海佐がですね、これはですね秘密を漏らしたとされていますけれども、漏らした人も漏らされた方の人も何が特定秘密だったか未だによくわからないって言うような、非常に不思議で、しかも直前までですね、退職するまで、自衛艦隊の司令官をやっていた海将の方に、後輩が今やっていることを説明した、それが秘密漏洩だっていうふうにして大騒ぎしていて、しかしそれによって外部にこれが漏れた形跡はないっていうふうになんて言われていてですね、非常に不可解な事件です。

そして我々はこれ問題があるんじゃないかと、本当に特定秘密の漏えいと言えるのかということと問題にしてた、口頭で言っただけのことですし、そして当事者がどれが特定秘密かもわかってないっていうことで問題非常がある。

もし刑事裁判になって争えばですね有罪判決取れたかどうか非常に怪しい部分があると思いますが、今年の 3 月この海佐は不起訴処分になって、結局秘密の内容というものが何なのかということは明らかになりませんでした。

新聞記事なんかを丹念に読むとどうもこの部分は中国の情勢に関する内容だったのではないかというような推測記事は見つけることができますけれども、政府から発表されておられません。

そうこうするうちに今年の 6 月 6 日に経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度に関する有識者会議の中間論点整理というものが出ました。

これが今回の法の内容を推測させる最も重要な、今のところ公的な情報だと思うんですが、これを担当してるのが高市早苗さんっていうことです。経済安保の 4 分野、これを特定秘密保護法の中に取り込むんだと。そして民間企業の構成員をプライバシーチェックの対象とするというふうに、この中間論点整理に書かれて今経済安保の 4 分野を特定秘密保護法の中に取り組むというふうにはっきりこの中に書いてあったんですが、その後この点は政府において、軌道修正が図られています。

経済安保法 4 分野の取り組みは必須。更にサイバー脅威情報・防御策、宇宙サイバーの国際共同開発なども対象にすると、そして秘密指定を複層化する。

アメリカの国家産業保全計画のような考え方を導入する。民間まで含めたポータビリティ。

要するに 1 回適性評価を受けると、その人が民間にいても公務員として働いてもどちらでも有効になるような手続きですねそういうことをやると、これから信頼性確認に関する調査とプライバシーの保護、労働法令との関連の整理などもする。

あと公文書に関わる諸制度、原子炉等規制法、営業秘密不正競争防止法、特許出願非公開制度輸出管理制度なども検討の対象とするということでものすごく広範な法制度を取り込んだ膨大な束ね法が出てくることは必至の状態です。

産経新聞では特定秘密保護法の改正というふうになっていたんですが、8 月の 1 日の閣議後の会見で、特定秘密保護法の改正ではなくて、経済安保法に新たな章立てをするというふうに軌道修正をしています。

しかし内容は全く同じで、特定秘密保護法と関係ないかといえば、ポータビリティの問題がありますと。特定秘密保護法メインにしてやるかといえばそういうことはまだ決めていないと、ちょっとよくわからない説明になっています。

でも法案の中身はほぼはっきりしてきていて、経済安保やそれにサイバーなどを含んだものを非常に重い罰則、今、経済安保の法令は先ほども言いましたけど懲役 1 年と 2 年ですが、それを 10 年に引き上げるという中身になることはほぼ確実です。

ここ、これ 8 月 25 日の記者会見で高市さんが答えていることですが、厳罰で臨むことが通例になっている。

不正競争防止法の営業秘密の漏洩が 10 年以下とこの法律のバランスも考えながら検討するというふうに言っていて、他国、そして不正競争防止法並みの厳罰ということで、法定刑は 10 年が予定されているというふうに我々は見えています。

そして今まで適性評価の対象となっていたのは圧倒的に公務員です。公務員以外の方は、国に出向している主要企業からの出向者、この人たちも適性評価の対象となっていたわけですが、これ以降はですね先ほど来、経済安保に関連してくる事業者 14 事業者基礎、基礎インフラ、それからサプライチェーンの加工に関連するような事業者、それから軍民デュアルユースの研究開発に携わる大学の研究者や、それに関わる企業の構成メンバー、こういった人たちがセキュリティ・クリアランスの対象となる、適性評価を受けるということです。

適性評価を受けることについては当然任意というふうに言うはずですが、任意とはいえですね、断れば今までと同じ仕事はできなくなるということです。ですから拒否する自由はない。そして、一旦ここでかけられた守秘義務というのは会社を辞めても一生続くことになります。自らの専門分野を活かした転職は難しくなります。

生涯研究発表も特許も難しくなるという環境下で軍事に関連する分野で働き続けるしかない。

アメリカにはそういう人がもう本当すごい数いると言われているんですが、日本もそういう同じような社会になっていく。

これも井原先生から聞いたことですが、そうは言ってもアメリカの場合はですね、その基礎的な研究開発の自由を守るために、基礎研究に関わることは絶対公表できなければいけないというようなそういう他方でのアカデミアの縛りなどもありますね。

全てが秘密裏に行われるという体制でないということなんですが、日本ではこういうものがしゃにむに進められたときに、本当に今までのような学術の研究発表の自由というものが維持されるのだろうか。そこについて活発な討論がされて、そこにまともな線が引けるのだろうかといったことも非常に疑問になるところであります。

そして軍民デュアルユースの最先端は、人工知能兵器や兵士の強化改造にまで踏み込みつつあります。

櫛島次郎さん、三菱化学生命科学研究所の主任研究員で生命倫理政策研究会共同代表、近著の「科学技術の軍事利用、人工知能兵器兵士の強化改造人体実験の是非を問う」という凄まじいタイトルですが、この本の中で、軍民デュアルユース研究の最先端の状況を紹介しています。

ゲノム編集技術、CRI SPR-Cas9 ですか。

米国家情報長官の世界規模の脅威の評価の年次レポート 2016 年版では、潜在的な大量破壊兵器、2022 年度では新規の生物兵器の開発を可能にする軍民デュアルユース技術という形で名指しをしています。

さらにですね、2020 年にはリビアの内戦で AI の働きによって敵を自動的に捕捉して攻撃する無人機トルコ製の Kargu-2 と読むんでしょうか、が実践に使われたと。

ロシアのウクライナに対する侵攻においても、2022 年に自動兵器システムを使用して、ウクライナもアメリカ製の自爆型ドローンを使用していると。

こういう兵器は、米ロだけではなく中国、トルコ、オーストラリア、イスラエルなどが開発していると。

イスラエルが開発した自律型の兵器がですね、今のガザで用いられているのではないかとといったことも既に報じられ始めています。

正確なことは僕にはわかりませんが可能性は十分ありうるというふうに思います。

さらにですね、アメリカの DARPA は、高度の人工知能を備えて人間の指令関与なしに完全に敵を自律致死性識別攻撃できる完全自律致死性兵器システム（Lethal Autonomous Weapon System LAWS）これをローズって言うんです。

法律っていう名前でこういうふうの開発してる。何となくアメリカ人らしいブラックユーモアだと思いますけれども、これも開発途上とされています。

日本政府はですね特定通常兵器使用禁止条約の枠組みの中で自律型致死兵器システムに関する政府専門家会合の 2019 年第 1 回作業文書を提出していて、完全自律型の致死性を有する兵器を開発しないという立場。

しかし有為な人間の簡易な格好された自立型兵器システムはヒューマンエラーの減少や省力化省人化といった人、安全保障上の意義があるということで進めると言っていてですね。

完全自律型と自律型の間にどういう線が引けるのかといったことが大きな問題となってると思います。

そして 2023 年の 11 月 2 日つい先だってですが、自律型の致死性兵器システム LAWS の開発について事務総長に対して調査を行い、法的拘束力を持つ文書を準備することを求める国連第一委員会の決議というものが採択されました。

採択されたんですけども、オーストリアと 43 か国は共同提案。

10 年の討議を経て 164 か国が賛成しました。

5 か国が反対、8 か国が棄権する中で採択されたということです。このような動きにも我々は注意を払っていく必要があるかなというふうに思います。

こんな状態ですね。これを見てちょっと安心しちゃいけないんですけど、日本は一応賛成してるということです。このように兵士の改造強化が研究開発が加速されている。

長時間眠らなくて良い、夜間の視力を高める、体温を調節し食事を取らず活動を継続できる。人間とコンピュータを繋いで情報処理装備の運用能力を高める。

脳内物質を投与し学習能力を高める。脳への外部メモリーの接続、シリコンチップの埋め込み、電気磁気刺激による記憶学習能力を高める。認知行動療法と薬物の投与によってストレスへの耐性を高める。これは拷問に耐えられるようにするという目的があるようです。

でもこれはもう明らかに、人体実験の領域に入ってきていて、自由な同意なしには実験の対象とされないようになってるんですが、本当にこういうものに自由な同意ってのがあるのかなというふうに思います。このようにですね。セキュリティ・クリアランス法案というのは日本を死の商人国家に転落させていく拡大秘密保護法案というふうに言っているかと思っています。

防衛産業、軍民デュアルユース研究まで厚い秘密のベールで覆われてしまう。

そして軍事産業強化法違反の刑事罰は拘禁刑上限 1 年と 2 年でしたけれども、このセキュリティ・クリアランス法は、特定秘密保護法レベルの上限 10 年に引き上げることはほぼ確実だと僕らは見えています。

日本の経済そのものが、軍産学共同の軍事国家化していく。

戦前の戦争遂行体制のもとでも、国家総動員法などを通じて経済全体が軍事国家化していたわけですが、同じことが今日本で起きようとしているのではないかと。

そして、重要なことはこういう広範な情報が秘密とされて、一旦今、日本政府、そしてその関連の研究機関で何が研究されて、そこでどういう問題が起きるのか、それをジャーナリストも含めてですね、我々が公に討論できなくなってしまうという危険が訪れているのではないかと思います。

僕は原発の問題もずっとやってきましたから、原子力情報の非公開なんてことも盛り込まれているわけですが、日本は原発の容量を 3 倍にするとかですね、高速炉、高温ガス炉、小型炉などを開発していくなんてことも言い出し始めていて、次世代革新炉の研究開発などまで秘密のベールに覆われてしまう。

僕はもんじゅの訴訟を長くやっていましたから、もんじゅ訴訟を始めるときにものすごく苦勞しました。訴訟を最初に起こそうとしたときには、設置許可申請書すら我々は最初見ることができなかったんですね。

それを国会などのつてをたどって何とか許可申請書を明らかにさせて、しかし膨大な情報が非公開となっていた。裁判で勝つことができたのはその秘密情報の重要部分を我々が暴くことができたおかげです。

しかし、それを今この法律体制のもとでやろうとすれば、確実に秘密保護法違反ということになっていくのではないか。セキュリティ・クリアランス法違反というふうにされてしまうのではないかということを恐れます。

中間論点整理からは秘密保護法の経済安保分野の大幅な拡大をもたらすセキュリティ・クリアランス束ね法案、拡大秘密保護法が出てくることは確実で、政府は次の通常国会おそらく2月国会に、2月頃に国会に出し、国会審議は予算明け3月後半から始まるというようなことになるんじゃないかと思われます。

何とかですね、この法案を止めたい。日本の戦争への暴走を止めるためにですねそして日本を死の商人国家としないためにこの法案を止めたいというふうに思っています。

私達は特定秘密保護法を初めとする秘密保護法制の特定秘密保護法廃止法案を出して頑張ってきたわけですが、これ少なくともこの拡大に反対し、次の通常国会で必ず提案されるであろう秘密保護法の経済安保分野への大幅な拡大を内容とする法律、これを企業版秘密保護法と呼べばいいでしょうかね。これに強く反対していく必要があるのではないかと思います。

あと5分ぐらい話してもいいですかね。

中川：20時10分ぐらいまでは時間があるということなので、ごめんなさいまだ全然お話になってかまわないです。そこ全部使わなくてもいいんですが、

海渡：20時10分ですか、30分話していいんですか。

もうちょっとゆっくり話しましょうか。

はい、わかりました60分と思ったので、今55分ですが、80分ぐらい話して、終わりにすることにします。

基本、今日の話の最後にですね、そのどうやって中国とその日本との対立を避けるか、アメリカと中国との対立を避けるかこの点についての私の私論を述べてみたいというふうに思います。

これ日中は再び戦わない再不戦の碑っていうこれきっと日本中にあると思うんですね。日中友好協会とかそういう日中友好なこと一生懸命活動された方々が、日本中に建てた。日本人は忘れっぽいので、少し前を思い出してもらいたいなと思うんですが。

少し前、要するに日中平和友好条約ができ、そして少しの時期はですね、日本企業はこぞって中国に経済拠点を移してそこで生産をするとかいうことで、ものすごく中国ブームが起きたと思うんですね。

そしてその時期に、日本の都市と中国の都市で姉妹都市を提供するところものすごくたくさんあったと思いますし、こういう碑もたくさん建てられた。

よもやこんな今のような緊張関係が生じるようなことが起こるということは誰も思わなかったんじゃないかと思います。

今のようなことをなぜなってしまうのかっていうことが、よく深く考えてみる必要があると思うんですね。もちろんこれには中国側にも僕は理由があると思ってます。

でも日本側にも理由があるんじゃないかというふうに思うわけです。

2022年の8月にアメリカの下院のペロシ議長が台湾に訪問した、これが今の緊張激化の大きな原因です。

米中関係、日中関係はかつてない緊張に包まれるようになって中国政府は軍事演習を繰り返すようなことになってったわけです。けども日本企業の多くの、これ政府の勧めでですね中国に多額の投資をしてきた。そしてついこないだですけれども、中国全土でゼロコロナ政策に対して抗議のデモがありましたね。

このデモ、僕すごく注目したんですけれども、きっかけはウイグル自治区のウルムチ市で10人が死亡した火災があり、これが厳格なコロナ対策、しかもウイグルの人々に対する差別的な政策、それが被害の拡大を招いたというふうに見られて、その亡くなった人への追悼の動きがデモに発展していった。

そして白い紙を掲げて、白紙運動というんでしょうかね、それが行われたわけですが、こういう抗議が漢民族の皆さんの間でもですね、亡くなったウイグルの人々に対する連帯の気持ちがあり、そして表現の自由が非常に今、行使できない状態のもとで白い紙を用いてやるというんですね、大変な抵抗だと思えますけれども、そういうことが起きた。僕は、中国はもう完全に独裁国家で全く自由がなくて市民はロボット状態だとは思わないんですよ。自立的にものが考えられて絶対平和を求めたいというふうに思っている市民はいるし、彼らはもし本当にひどいことが起きるときには、そういう意志を表明する可能性があるというふうに信じています。

それと振り返ってみるとロシアでもですね、今の戦争が起きた直後にロシア国内でこの戦争に反対する動きが表面化しましたし、でもやっぱりロシアは圧倒的に少数者の表現の自由というものが機能してない。

今本当にロシアは、ついにLGBTの権利擁護をすること自身がテロリストですかね、過激派というような規定をするようなことを数日前から言い始めていますけれども、中国も、アメリカも日本もですね、実は、それぞれの国が戦争、軍事行動に踏み切るかどうかは、それぞれの市民の動向が鍵を握ってるはずだと思います。

日本の国内でもですね、この経済安保法のような形で、どんどんどんどん対立を煽っていく。

そしてやられたらやり返せみたいな状態になっていくというのは別のベクトル、そういうことを作っていく必要があるんじゃないかなと。

経済戦争を仕掛ける敵基地攻撃能力の準備を進めるということそのものが、戦争の危機を招き寄せてしまうんだと。そうではない道、日本と中国でしたらば、日中平和友好条約の原点に立ち戻って、どうやって平和的なその関係を再構築できるか、そういうことを話し合おうという呼びかけが必要なのではないかなと。今の政府からそういう声は全く出てこないでそこは本当に残念だなというふうに思います。

今日のこの話の中でですね、最も重要な話はやっぱり経済安保法によって、日本の主要企業の基幹インフラから中国製の IT これを締め出そうとしてる。そういうことが、アメリカから支持されて日本政府がやっているのだということを皆さんに認識していただきたいです。

それに対して中国政府は経済的な報復に打って出てくるでしょう。

それは中国政府として僕は日本がやってることへのリアクションなわけですから、批判できる根拠がないと思うんですね。

レアアースや医薬品の原料などの重要物資だけではなくて、我々が日常的に食べているような食糧などについてまで禁輸の対象になってくるかもしれません。

既に日本の魚は輸入しないなんてことも起きていてこれも汚染水の問題からですけれども、いよいよ紛争状態になってきている。今日僕はこんな話をするのはですね、日本の多くの市民は、日本我々の政府が経済安保法を作って、日本側からこういう経済戦争を仕掛けているんだということを理解できていない。

中国製の IT を使わないっていうことのものでですね根拠、これは中国製の IT 製品にはですね何かエアポケットなものが作られていて情報が全部中国にただ漏れなんだというようなことが言われます。それは本当かどうか僕らにはわからない。

けども、逆に言うと我々の情報はアメリカ政府に筒抜けになってんじゃないかということも、スノーデンさんなんか言っていてそのことについてですね、正確なことがわからないわけですね。

むしろアメリカ政府が、インターネット流れてる大量な情報をバルクで取って行って、それを蓄えてるっていうようなこともいろんな本に書かれています。

ですから、どっちもどっちというところなんですけれども、日本、中国政府が、仮に様々な物資に対して禁輸措置を取ってくる。

それによって我々の市民生活が厳しくなる、現にそうなりつつありますけれども、それに対してですね僕は非常に恐れるのは、国民の一部、そしてメディア、政府が一体となってますね、中国非難の大合唱を始めるんじゃないかっていうことを心配します。

これはもうまさに戦争前夜ということになってしまう。これが本当に心配な点です。

こういう状況の中でですね、戦争遂行に邪魔なことを言う人間は、僕もその 1 人かもしれませんが、それはすごくネットで攻撃の対象にさらされる。

僕は日本政府のアルプス処理汚染水の放出に反対する裁判の代理人もしてるんですけども、そうするともう論理の問題じゃなくて、お前は中国のスパイかというようなことを言われてしまうわけですよ。そういうネット上での攻撃が既に始まっている。

それによってこれまでは発言できていた人がもういいやとやめてしまおうというようなことになりかねない、もしかしたらそうなる人がいるかもしれません。

1人やめていけば次に、さらに多くの人の発言や活動を自制してしまうわけですね。

この状態はあまりにも危険です。

ここでやっぱり大事なことは、1人ぼっちになっても発言を続けていくという覚悟が求められているのではないかと思います。

ここで1人例を挙げると、1940年に国会で反軍演説を行った斎藤隆夫氏、斎藤さんの反軍演説ってのを読んでみるとですね、別に軍隊に反対してるわけでも何でもないんですよ。

軍が行っている中国における戦闘行動についてどういう見通しがあるのかと、ちゃんと説明しろって言うてるだけなんですよね。

だけどそういうことを言うただけで彼はもう議員職を奪われるような状態になっていた。そのことを思い出す必要があると思います。今言ったことと実は僕はコインの裏表だと思うんですが、1人でも発言を続ける覚悟と同時に、自立して活動をしている全国の仲間、その人たちが何をやっているかということについて慎重に目を配って、また既存のメディアの中でも大事な発信してくれている人、これは少なからずいます。大きなメディアの中でもそういう人たちはいます。

僕はそういう人たちの発信をできるだけSNSなんかでも共有して、ありがとうというふうに言おうと思ってるんですけども。国の見解だけでない、独立した見解というものを守っていく。そしてTwitter、デモなどは、みんなで渡れるので反撃の武器として有効で、今問題となっているセキュリティ・クリアランス法の審議の山場では絶対これはまた皆さん一緒にやりましょうということです。

そして国会の中でですね、野党の皆さんですね、立憲野党の皆さんにはっきりした良識の声を上げてほしい、上げ続けてほしい。

そして、次の通常国会に提案予定されているこのセキュリティ・クリアランス法案、企業版秘密保護法ですね、について反対の声を組織できるかどうか、これが非常に決定的な試金石になるだろうというふうに思います。

それからですね中国の人々と我々とはですねにどんなに短く見積もっても2000年ぐらいの交流の歴史がある。僕は中国政府が立派な政府とは思いません。

中国政府がチベットやウイグルや香港の人々に対して行っている人権抑圧というものを正す必要があると思います。

人権理事会などの場でですね、人権侵害は正すべきだというふうに、日本政府にも正面から批判してもらいたい。

しかしですね、日本と中国との経済的な依存関係はアメリカと中国の比ではありません。アジア諸国の多くも中国と分かちがたく結びついていて、決してアジアの多くの国々は日本、そしてアメリカが中国と衝突することを望んでいないというふうに思います。

日本の文化の基礎をなしている仏教。仏教はインドのものかもしれませんが、中国を経由してそして朝鮮を経由して日本に来たものです。儒教は元々中国に発した思想、老荘思想などもそうです。

こういう実は僕は墨子の思想が好きなので墨子などもそうですね。こういう非常に現代まで、非常に受け継がれている思想というものを生み出してきた国が中国である。アメリカと中国のとの戦争、日本と中国の戦争を避けられるかどうかということは、戦争準備のための様々なことを一旦止めて話し合う。そしてそれぞれの国の民主制度、表現の自由を強めること、そのために市民が努力するということがしかないんじゃないかなというふうに思います。

最近ですね、大企業の幹部、技術者が中国に企業のための出張するだけでもですね無事に帰ってこれるかどうかが心配だみたいなことを発言するようなこともあったことがありますけれども、こういう環境のもとですね、中国の秘密保護法制国家安全法制が問題です。それを日本国民と日本のビジネスも嫌うのは僕は根拠があると思うんですけれども。日本も同じようにこのセキュリティ・クリアランス束ね法案を作って、日中のその平和を呼び掛けただけで、法律違反になるかもしれないなんて思ってるだけですね。

取引先の中国に普通の製品を輸出しているだけで、スパイ扱いされてしまうような大川原化工機事件はまさにそうだったわけですが、これこういう状態をもっと広範に生み出してしまう経済安保法の秘密保護法制これ何としてもですね、止めさせないと、日中の戦争というものを避けがたいのではないかとと思います。

ということではちょうどお約束の時間となりましたので、私の最初のお話はこの程度にさせていただきます、何かご質問がありましたら、一生懸命お答えしようと思います。

中川さんにマイクを戻します。

中川： 海渡先生すごく多岐にわたりますが非常にわかりやすいご講演ありがとうございました。ウェブ上なのでちょっと拍手はしづらいとは思いますが、拍手をお願いします。

海渡：ありがとうございます。

中川：質問についてなんですが、YouTube 視聴者の方はチャットからということなんですがちょっと私も YouTube 自体を見れていないので、ちょっと取り上げることが難しいんですが、どなたか。

内田：私が読めていますので、少し話をしたいと思います。
積極的にチャット欄に書き込みください。

海渡先生が言われた、放射線の高線量下でも動けるロボットというのは確かに核兵器に対抗しうる武器となりますねという感想です。

海渡：その通りです。そういうものをね、開発しようとしてるんです。

確かにそのそういうロボットは、核戦争のときにも必要だし、その福島の新1号機の廃炉作業のためにも必要なんですよね。

だから、もうまさに軍民デュアルユースなんですけれども、だからなかなかその開発を止めることは難しいんですけども、でも明らかに事故を起こして、もう福島の人たちに住めなくしてしまった地域にこれだけの軍事設備を作っていくってことを始めてるということは、僕はなんか許しがたいことのように思いますし、どうもですね、こういう動きは、もう事故が起きた直後に始まっている。2011年のもう夏以降に、福島ハンフォード化プロジェクトっていうものがどうも立ち上がってその福島ハンフォードプロジェクトは、当時復興の副大臣をされていた赤羽さんという公明党の議員の方からも呼びかけられたようなんですけれども、それが呼び名が変わってイノベーションコースト構想というふうに変わったというふうに言われているですから、ハンフォードってのはご存知のように核兵器を作っていたところなんです。その近くにリッチモンドっていう町があるわけなんですけれども、そういうことが起きているということでもちょっと驚く。

事故が起きたときにそういうことをすぐ始める人がいるんだということに大変驚いてしまいます。

内田：陸、海、空ってどういう意味なんですか。

海渡：陸と海と空

内田：それはわかるのですが、空。原発復興のための空っていうのがちょっとわからなかったんですが、

海渡：あの原発のための空って全然わかりません。でも、陸・海・空って言葉が自然に出てくるのは、陸軍、海軍、空軍って出てくるじゃない。

だから陸・海・空で大活躍するなんて言葉がね、あの民間人には出てこないですよ。

自衛隊用語だと思うんですよね。自衛隊用語っていうのかな、軍事用語なんじゃないかと思うんで、そういうものがチラリと出てくるんです。

内田：はい、ありがとうございます。

近藤ゆりこさん、何か質問はありますか。

近藤：ちょっと準備してません。他の人の質問を優先してください。

内田：はいあと感想なんですけど、学者で1人を1本釣りするというのはちょっと古いのではないかな。チームで動いてるから、チームごと軍に引っ張られていくんじゃないかなというの感想でありました。

海渡：それはその通りです。おそらくですね、この研究に応募するということは当然チームで応募されるわけですがけれども、軍民デュアルユースの研究ってことで応募して、でもそれが、主たる関心は民間の側にあっても、その軍民っていうふうに言うと、多額の研究費がもらえるようになるわけですね、そこに手を染めていく。

そして当然そこに政府や自衛隊などからもですね、オーダーが来るともうそれに抗えなくなっていく。そして、その研究そのものが秘密裏に行われることになるので、それについて公に、政府のあり方を批判したりするようなことも、その研究の中に入ってしまった人はできなくなると思います。

そんなことがもう既に起きているのかもしれない。

内田：ありがとうございます。なかなか質問はちょっと積極的に来てないので

海渡：そしたらですね、時間が余ってるんだったら、最初の方やらしてもらってもいいですか。

中川： ぜひお願いします。聞いておられる方も、もし何か質問あるよということなら、その間にチャット欄に書いていただいても構わないと思います。

海渡：あれ、消しちゃったかな。ありました、大丈夫です。これも最初からやるようにします。飛ばしたやつを。見えてますでしょうか。（みえてます）

はい、ありがとうございます。

これは最初のはですね、これは今年の正月かな、タモリさんが今年はどんな年ですかっていうふうに聞かれて「新しい戦前になるんじゃないですかね」と彼は本当に鋭い人ですね。よくぞ地上波でこういうことを言ってくれたなっていう感じです。

それで、僕講演のときにこの写真をお見せするんですけど、これは渡辺白泉さんというですね、俳句読みの人ですね。

「戦争が廊下の奥に立つてゐた」っていう、なんていうのかな。

戦争にかかわるような俳句をたくさん読んだ方で、やっぱり治安維持法で捕まったりしている人ですけども、まさに今の日本は戦争が廊下の奥に立っているような状態じゃないかなと思います。

ちょっとだけ振り返ると、2012年に第2次安倍政権ができたわけですが、13年がまさに僕らがさっきから問題として特定秘密保護法ですね。

この同じ年に、国家安全保障法という法律もできています。

これによって国家安全保障局っていうのができて、この特定秘密保護法と国家安全保障法両方とも北村滋さんがやったことですけれども、彼の果たした役割っていうのは本当に大きいなと思います。

14年は閣議決定で集団的自衛権が容認されて、これが法律に格上げされて平和安全保障法制になったこれが15年。

17年には共謀罪法ができて、これはですね10年前には野党が一生懸命反対しただけではなくて、小泉首相や河野衆議院議長なども相談して、これは平成の治安維持法になりかねない法律だからやめとこうっていうことでやめた法律をもう1回作るわけですよ。

これも北村滋さんが作らせたというふうに言われています。20年には学術会議6人の委員の任命拒否が起き、21年にはデジタル監視法と重要土地規制法。悪いもの2つ通ってしまった。そして22年には警察庁にサイバー局が設置されて、経済安保法が成立した。別に立憲民主党が嫌いで書いてるんじゃないくて、立憲民主党がこの法律に賛成してしまったっていうことは非常に問題です。

そして今度出てくる法律に立憲民主党が反対できない可能性があるんです。

あなたたちは元々の法律に賛成してるんじゃないかとかいうふうに言われるんじゃないかと思うんです。だから、立憲民主党にこの法律に反対してもらうためには、本当に丁寧な説明が要するというふうに思っています。

ぜひ、全国で今日これを聞いてくださってる方々は、今日の僕の話の参考にしてもらって、わかりやすいものでいうとですね。あの秘密保護法の対策弁護団にA4判の裏表の非常にわかりやすいこの法律の反対のペーパーを作っておきましたので、こういうものを持って国会議員のところに行っていただきたいと思うんですよね。

23年に軍拡予算確保法と軍需産業強化法が成立した。

予算確保法の方には実は野党が一致して反対できたんですけれども、軍事産業強化法には立憲民主党も賛成してしまったということで、土地規制法まではね、ちゃんと反対できたんですけれども、こういう状態のがずっと続いているということです。

それで、これちょっと本の宣伝で、2017年に僕が書いた「戦争する国の作り方」治安維持法、軍機保護法、国防保安法、要塞地帯法、国家総動員法、内閣情報局、同盟通信社、隣組制度とかそういうのが全部総ざらいで、高校生でも読めるような優しい本にしたものですが、ちょっと率直に言うとなさね2017年に僕ら、次はこんなものが出てくるんじゃないかって書いたものが、今実は全部実現してきているので、この本は不気味な予言の書となってしまったという感じがします。

秘密保護制度というものが端的に言うとなさね、歴史というものが偽造されるということですね。

日本の15年戦争の出発点は1931年の満州事変ですけれども、これは戦争が終わるまで、日本国民の多く99%ぐらいの人たちは、中国軍によって満鉄線が爆破されて、それに関東

軍が応戦したんだというふうに思い込んでいた。しかしそれは嘘だったわけです。関東軍の自爆謀略だった。

そしてこの事実は終戦まで隠されたわけですが、日本の中枢部にいた政治家、官僚、そしてメディアの幹部まで知っていたわけです。そのことははっきり根拠があります。

僕の本に詳しく書いておきましたけれども、しかし彼らが国と一緒にあってそのことを隠した。

ベトナム戦争のときにもですね、トンキン湾は事件というのがあって、これが大規模北爆のきっかけとなるわけですが、トンキン湾事件、実は2回あって2回目の砲撃は米軍による謀略だったということが明らかになっています。

トンキン湾事件が謀略だったということを暴いたのがペンタゴンペーパーなんですね。

ペンタゴンペーパーは有名ですが、これによって明らかになったのは、そういう事実で、だからこそ、エルズバーグ氏、そしてニューヨーク・タイムズはベトナム戦争を止めたというふうにいわれてるわけです。

これだけのひどい謀略が明らかになったためにそれ以降のベトナム戦争を道義性のあるものとして遂行できなくなってアメリカは敗北したわけです。

あとですね、これはあのウンベルト・エーコの「永遠のファシズム」これ止めておきましょうかね。ファシズムっていうのはどんなものか。

平和主義を憎むとかですね、意見が対決すると裏切り者と言われるとかいろんなことが書いてありました。これは非常に面白いなと思ったけれども、その後、ロシア、ウクライナなそしてパレスチナ対イスラエルと戦争拡大の一途をたどっているということなんですけれども、やっぱり僕は思い出す必要があるのは1976年に日本と中国が平和友好条約を結んだこと。1988年に冷戦が終結して世界は平和な時代を迎えたかに思われた。こんな時代もあったんですよ。

日本の中小企業は競って中国に新天地を目指したわけです。

だから、中国と日本が手を携えて、お互いにウィンウィンの関係でですね、発展していくということは僕は十分ありうることだし、それを目指すべきだと思います。それは中国が行っている人権侵害を容認するということとは別のことだと思っています。戦争体制っていうのは戦争を行う主体がある、大本営。今で言うとな国家安全保障会議ですね。

そして戦争反対勢力を無力化するための治安法制。これ治安維持法が戦前にあったわけですが、今共謀罪ができました。

一般国民を戦争に協力させるための思想道徳のための教育。教育勅語や軍事教練。靖国神社があったわけですが、日の丸君が代が強制されて道徳教育が評価になったということになるでしょうか。

戦争のために全ての物質的社会的資源を動員することのできる法制度。国家総動員法や徴兵制度ということになると思いますけれども、日本にも有事法制もあったわけですがあるけれども、今回のこの経済安保というのは非常に大きなその切り札になってるんじゃないかと思っています。それから戦争準備の過程で、戦意の高揚のために不都合な情報を隠ぺいで

きる情報管理体制。これは戦前で言う軍機保護法と国防保安法と要塞地帯法ということになるんですけども、軍機保護法は軍の秘密ですね。国防保安法は大本営に関わる事実それから要塞地帯法はまさに軍事基地の周りを写真撮ったり、スケッチをしてもいけないって法律ですが、本当に似てると思うんですね。

特定秘密保護法、重要土地規制法、武器生産基盤強化法、セキュリティ・クリアランスの束ね方は、戦前にあったものの中でここに書いてませんが、国家総動員法における秘密保護法というものもあるんです。

国家総動員法における秘密保護法というのは今回の経済安保の秘密法と、僕は全く同じ役割を果たすだろうという気がします。

それから国民を戦争に誘導するように情報が選別されて提供される。そういう報道が統制されていくってことですね。市民が相互に監視する。

国家が直接市民を監視できるシステムが出来上がってそれで、戦前の場合は内閣情報局っていうのがあって、内閣情報局はもう最後の方は検閲をしているというよりは、雑誌新聞に報道内容を指示していたわけですね。

そういう報道統制性が現実化していたわけです。今の日本も全く同じようなことが起きていて、報道機関は本当に頑張っしてほしいなというふうに思います。

2015年に平和安全法制が強行成立させられたわけですけども、今回のこの戦争法制というのは、戦後日本の安全保障政策を根底的に変えてしまったというふうに思います。

日本は自衛権はあると言ってきたわけですけども、個別的自衛権しか行使しない集団的自衛権は絶対行使しないということを繰り返し、国の方針として言ってきたわけですけども、そのことが変わってしまった。

しかし、集団的自衛権の行使を認めてしまうとですね、戦後の行われた様々な軍事行動っていうのはみんな集団的自衛権の行使を名目にしてるんですね、実質的には侵略的なことは全部集団的自衛権としてやられている。ここに書いたようなものが代表的なものでございます。

それからデジタル庁とマイナンバーカードの問題ですけども、これ2013年のですね、内閣官房内閣情報調査室の紹介パンフレットですけども、これ見てもらいたいですけれども、総理の「目」「耳」として官邸の政策決定と遂行を支援すると書いてあります。総理官房長官に随時のインテリジェンス報告をするんだと。

これ見て疑問を持たれないかもしれませんが、内閣情報調査室の手足の部分っていうのはこれは警察組織なわけですね。

警察組織が集めてきた主として公安でしょうけれども、集めてきた情報を使って、総理の目と耳となって政策を遂行するってなると、完全に警察の中立原則っていうものが壊されているんで、そのことに何の疑問も持たないというところが、今の自民党政権の恐ろしさではないかと思います。

まさしくこの秘密保護法と共謀罪の推進力はこの方でした。2023年の8月号の文芸春秋で北村さんはですね「外事警察秘録」最終回。これ皆さん、もう書店では売ってませんけ

れども、図書館なんかで読まれるといいですけれども、特定秘密保護法の成立過程をつまびらかにしておられます。

そして自分はもう命かけてこれをやったんだというようなことを書いて、情報保全諮問会議の座長を務めた読売新聞の主筆だった渡辺恒雄さんを尋ねて、この法律に絶体反対しないでくださいと直接頼みに行くんですよね。すごいなと。

それにでも読売新聞は応えてこの法律を推進したということがわかります。共謀罪法の制定というのも実は元々の 2000 年代に行われた共謀罪法の制定は外務省がやったことです。越境組織犯罪条約の批准のためということで、こういう極端な法律を作ってしまったわけですけれども、法務省との軋轢もあったかもしれませんが、政府の支持を得られなくて廃案になったわけです。

ところがその法案とほとんど同じ内容のものを今度は公安警察出身の官邸官僚である北村さんが進めて、そして黒川弘務さんが当時法務省の重鎮だったわけですけれども、彼はこれに全面的に協力した。そういうふうに警察本部、外部の権力関係がこの 10 年の間に全く変わってしまってるということがわかると思います。

それから官邸周辺にたくさんのデジタル情報機関ができてきています。

各行政機関、地方自治体の保有個人情報、デジタル庁と同じ内閣に置かれる内閣情報調査室、土地規制法に基づいて内閣府に設けられる情報分析機関、国家警察化している公安警察、さらに今後設置される予定のサイバー局サイバー直轄隊、これ現に活動始めてるでしょうね。

これらなんですね本当にすごい量の情報が集まってきていて、内閣府の周りにですね、たくさんのそのいわゆる秘密を扱うような組織ができていて、こんな感じですね。

内閣総理大臣、内閣官房で内閣情報調査室、そして重要土地情報分析機関とかデジタル庁とかこういうものが次々にできてきていて、これらをサイバー直轄隊まで含めてですね、僕はこれは日本版 CIA、中央国家諜報機関、アメリカでいう CIA ですね。

そういうようなものを作ろうとしているのではないかなというふうに思います。

ということで官邸、デジタル庁、内調のトライアングルは、戦前の内務省も凌ぐ危険性があるんじゃないかなと思います。

北村さんは今は経済安保すごくご執心で、経済安保に関する会社を作ってそこを通じて政府と協力関係にあります。

それに対抗してですね、個人情報を守る側というのは、改正個人情報保護委員会があるのはあるっちゃあるんですけども行政機関に命令しても勧告の尊重義務すらないということで、本当に非力な委員会があるだけということで、人員的にも、権限的にも非常に僕は足りないというふうに思っています。

デジタル庁についても、必要なあの法案の抜本修正が、今からでもなされるべきだと思います。ということで、あと数分だけやりますね。

この防衛三文書の問題ですけれども、防衛三文書。実は 2022 年の末に出来ましたがその内容は 1 年ぐらい前からほぼ明らかになっていたと思います。

2021 年の 12 月に共同通信の石井編集委員が大きなスクープをやられたんですけども、そこではですね、自衛隊と米軍が台湾有事にですね日米共同作戦計画を行うと、有事の初動段階で、米海兵隊が鹿児島県から沖縄県の南西諸島に臨時の攻撃用軍事拠点を置くと住民が戦闘に巻き込まれる可能性が高いというようなことを報じていました。

米軍台湾有事で展開。南西諸島に抗議するこんな感じの、これ沖縄タイム、琉球新報 1 面トップですけども、琉球弧の島々に米軍と自衛隊が機動展開するということで、このハイマースですね、ウクライナでも対応されているこの移動型のロケットの発射するこれをですね、持って回るわけですね。

島々を転々としながら、そこからミサイルを撃っていくというそういうようなことが予定されていた。しかしこれは、軍は住民を守るのではなくて、住民を隠れ蓑としてロケットを打って別の島に転戦していくわけだから全然住民は守られないわけですね。

そういうようなことを石井さんは非常に厳しく批判をしていました。

そして、2022 年の 12 月に国家安全保障戦略と国家防衛戦略と防衛力整備計画は閣議決定をされたということで 43 兆円が有名ですけども、GDP 2%と驚くべき防衛費になっているわけですけども、そして能動的なサイバー制御などといったものも導入されているということで、敵基地攻撃能力、能動的なサイバー防御などが重要なポイントかもしれません。

そして国家安全保障戦略、そして防衛、国家防衛戦略、防衛力整備計画、三文書で名前まで変わってしまった。そして先制攻撃までできるんだということになっていてここが一番重要ですね。

中国については、対外的な姿勢や軍事動向などはわが国と国際社会の深刻な懸念事項であり、これまでにない最大の戦略的な挑戦であると。

ロシアは中国との戦略的連携強化の動きも相まって安全保障上の強い懸念。

ロシアは懸念なのに、中国は「最大の戦略的な挑戦」だって言ってるわけですね。北朝鮮はその「重大かつ差し迫った脅威」だって言ってそれぞれの言葉遣いは違いますけれども、完全に中国を仮想敵というふうにみなしている。

このことが、経済安保法の外部というのは中国を指してるということをはっきり示しているということになると思います。国家安全保障戦略の中で中国を敵視規定したっていうことは、これは力の現状変更があれば、日本は同盟国、同志国とともに抑止するんだと。

中国が台湾に侵攻して米軍、日本にはまだ中国は何の攻撃もしてきていない段階で、米軍に先んじて自衛隊が中国にミサイルを撃ち込むということがありうる、ありうるのではないかな。

そういうふうにもまず読める安全保障戦略になってると思います。そして GDP の 2%ですね、こういうことを言っている。土地規制法ですけどもこれは要塞地帯法の再来で、やっぱこれも全ての要件が曖昧っていう感じですけども、1 キロ範囲に住んでる人、そしてそこを出入りしてる人たちについても調査するわけです。土地規制法によって作られる機関もう完全に諜報機関です。

彼らはもう完全に今、対政府交渉を国家議員の皆さんの協力で何度もやってきましたけれども、最初は普通の役人の集まりだったんですが最近はどうも諜報機関だとは思えません。そういう普通のお役人が人格まで変わっていく状態を僕ら目にしているという感じがします。

所有者や居住者だけではなくて関係者にも密告義務をつけるような制度ができてきている。軍事目的の強制収用まで可能になる。申し立ての手段もない。

基地周辺の座り込みなどは監視対象にするつもりはないっていうふうに言っていましたけれども高いところから覗くについては、対象だというふうにはっきり国会答弁資料の中で書いているわけですね。

この点は非常に懸念が残ってるというふうに言えると思います。

これからですね今一番問題になってるのは琉球神話の聖地である久高島という島が注視区域に指定されてしまった、この7月ですね。

南城市知念久高島を有人国境離島と言う注視区域にされてしまったということ、これはもう琉球の人々にとってはものすごい許しがたいことのように。もう簡単に言うと、日本で言うと伊勢神宮をですね、伊勢神宮を注視区域に指定したようなもののようです。そういうような非常に乱暴な事が行われていて、必死の思いで僕らもお手伝いしてこれだけはこれだけは撤回してくださいよっていうことで迫ったんですけれども、結局撤回されませんでした。

この南城市の市長さんも機能阻害行為はまずないからこんなことは必要ないというふうに答弁されてたんだけれども結局駄目でしたね、政府は撤回しなかったことになりますということで、ちょうど一応全部の用意していたプレゼン終わりました。

中川：ありがとうございます。本当にちょっと前後はありましたが詳細にお話いただいてありがとうございます。

海渡：最後に繋がったかもしれませんね。

中川：そうですね。一応20時30分終了予定ですので、もう少し質疑の時間は取れると思います。

内田：質問何個かありました。まず岸田政権がレームダック状態なので、経済安保法の改正がその年明けの解散の花道の一つになるのではないかという読み、

海渡：なるほど。はいそれはね、非常に生臭い話になりますが経済安保法、セキュリティ・クリアランスを担当してるのは高市さんなんですよ。

彼女はもうすごくガラガラしてるというか、次の政権の中樞を担おうとしてるでしょうから、彼女は必死になってこれを成立させようとするでしょうね。

そしてこれを成立させたらものすごく権力が強まるでしょうね。

そういう意味では非常に僕は、岸田さんがいなくなったとしても、岸田さんがいなくなった後にどういう政権構造になるかっていうことが重大なんですけれども、今安倍派の政治献金問題で、安倍派が権力中枢に返り咲かないことを祈りますけれども、もし仮に手負い状態の安倍派の第2次安倍政権みたいなものができてしまったら、本当に目も当てられないような状態になるかなあ。岸田さんは安倍さんのいない安倍政権みたいに言われてましたけれども、正真正銘の安倍政権みたいなものが復活したら、本当に嫌だなというふうに思っています。

内田：はい、ありがとうございます。

あとですね、現在の秘密保護法の適性評価の対象が、令和3年末で13万4297人らしいんですが、今回の「企業版秘密保護法」が仮に施行された場合、対象がどれくらい増えるのか。

あとそういった場合、実際企業の方への動きですね、さっき電力会社とか原発とかありましたが、その人たちは歓迎してるのか反対してるのかそういう動きがあるのかどうか。

海渡：なるほど。どれくらいの人数になるかっていうことは、もちろん現状で推測するのは難しいですが、少なくとも今公務員で指定されている人の何倍かの数にはなるでしょうね。そして、その人たちが歓迎しているかどうかというのはこの有識者会議の議事録をお読みになるといいんですけれども、こういう意見はあるんです。

実際に海外の政府なり、企業と合併で何らかの兵器的なものを開発するときに、このセキュリティ・クリアランスがないために重要な情報が得られなかったと。

それが立法事実のように言われるわけですが、それが事実でないかどうか僕にはよくわかりませんが、現実にも今までも国際的な兵器の開発をやっているわけですね。現にやっているわけで、それはできているわけですから。何か取ってきたような話だなというふうに思うのが一つ。

それと、多くの民間企業の方やあと大学関係者ですね、大学関係者であの科研費が非常に限られているので、この防衛関係のものから研究費を出そうとしているような人たちは、ものすごく複雑な心理状態にあると思います。

やっぱそこに手を出さないと十分な研究費を得られないし、でも一旦そこに手を染めてしまうと、一種の麻薬みたいなものでしょうね。もうそれに頼らなければ生きていけないような体になってしまって、そしてそこからもう抜け出すこともできなくなる。

もちろんその会社とかその研究機関を辞める自由はあるわけだから、辞めてもいいんですけれども辞めてもその守秘義務は続くので、行った先で、同じようなことをやれば秘密を漏らしてしまうっていうのは非常に強いんですから、やめると同時に分野を変えるしかないと思うんです。そういうことになるので、実際にはすごく恐怖感というか、嫌だと思

ってる人たちがいるはずだと僕は思います。いるはずだと思いますがその声はほとんど聞こえてこない。

井原さんが、彼は実際に研究者仲間なんかからもいろいろ聞いておられると思うんで彼が言ってることが、その研究者の中の良心の声を反映してるんじゃないかと僕は思ってるんですけども。実際に顔を出して、これに対して反対だっていうそういう意見が言えるような研究者は、もうほとんど残ってないのかもしれないかもしれません。

ただ僕らとしては、法案の反対運動をやるにあたって、やっぱり実際に研究に当たっている人たち、あといわゆる重要インフラ企業に働くような人たちからも反対の声を上げてほしいなというふうに思います。今話してるうちに思い出したけれども、僕は秘密保護法対策弁護団っていうのやってるので、公務員ではなくて、その国に出向することになった基幹企業の方から適性評価をできれば受けたくないんだけどという相談を受けたことがあります。それはそれ以上言うと、人が特定されるといけないので、それだけにしておきますけれども、結局ですね、適性評価っていうのは人間としての彼の生きてきた半生を丸裸にするような作業になるわけですね。

健康情報とか経済情報とかそういうものも全部出てくるし、前科前歴、本当に交通事故を起こしたかどうか、速度違反を犯したかどうかとかそんなことまで全部調べられるわけですよ。

だから、民間企業で働いているときには全然問題とされなかったようなことが当然問題となることになるので、そしてそれ、本人の同意を取ってそれを受けるわけですけども、そこではねられたら、その人はおそらくその会社を辞めざるを得ないでしょうね。そういう問題をはらんでいる。ですから、けどそ、そういう人がですね、集団となってこの状態に反対するっていうことはなかなか起きないだろうなと。

本当は労働組合とかそういうものがあってこういうことについては非常に問題があるとかいうなことを言えばいいんだろうと思うんですけども。

今日聞いてくださってる方のなかに組合の関係者の方がおられたら、ぜひ検討していただきたいなと思います。僕の知ってる範囲で答えられる範囲でお答えします。

中川：はい、ありがとうございます。

ありがとうございます。時間が今ちょっと迫って、まだ質問ってありますか。

内田：特にはない。意見とかはあるんですが

海渡：一言ことだけ話してもいいですか。

今日はこういう非常に意欲的なオンライン学習会に呼んでいただいて、今日お見せしたパワーポイントは本当にフルバージョンでですね、これ以上長いのはないんです。

いつもこれのほんの何十分の1ぐらいしか話せないのに、今日は全てを話すことができてですね、とても貴重な機会だったと思います、心から感謝いたします。

僕はですね、次の通常国会に出てくるセキュリティ・クリアランス法「企業版秘密保護法」にちゃんとした反対運動ができるかどうか、止められるかというふうに言われるとですね止めるのはもう本当にものすごく大変な状態になってると思います。

とにかく大きな普通の市民に目に見えるような反対運動をできるかどうかっていうことが、その後の日本が本当に戦争する国に真っ逆さまに落ちていくかどうかの分れ道になるんじゃないかなっていうふうに感じてるんですね。

それは今年の春頃からずっと思っていたんですけども、ますますそういう思いは強くなってきていて、今日まだ12月です。実際に法案の審議が始まるのは、2月3月からなので、少し時間があるんですね。

そういう意味で、秘密保護法対策弁護団でもチームを組んで、お声がかかったら講演とかに駆けつけるようにいたしますので、今日のこの愛知の会がやってくださったんですけども、全国で見てくださってる方がいると思うんで、ご連絡いただければどこにでも駆けつけるようにいたしますし、ZoomだったらZoomでも結構ですし、本当に今起こってることの、情勢の緊迫度というものを伝えられればいいなというふうに思っています。

どうかよろしく願いいたします。ありがとうございます。

中川：海渡先生ありがとうございます。一応終了時間になってますので、その終了の挨拶というかですねさせていただくんですが、本来代表である浜島弁護士からであるはずなんですが、ちょっと体調が悪いということで、私の方から代わりということで、本日ですね秘密保護法はもちろんなんですが、特に経済安保法とか、セキュリティ・クリアランスの問題を特に中心にお話いただいたかと思います。

秘密保護法とか共謀罪も危険な法案、法律だったとももちろん思うんですが、特に、経済安保法か、セキュリティ・クリアランス一見すると非常にわかりにくい法律なので、私の何ていうか感覚としてもその反対の声というのが、上がりにくかったようになって言ったら上がりにくいような印象がどうしてもありましてそういったとこただそれがもう秘密保護と同じ、あるいは下手したら中国との関係がそれ以上に危険なんじゃないかというようなところが、すごくいちからわかりやすく教えていただいたかと思います。そういった声をですね反対の方へ繋げていけたらと思っておりますので、ウェブ上ではありますが、大きな拍手をお願いいたします。

最後に1点だけちょっとその愛知の会の関連のちょっと宣伝になっちゃうんですが、愛知の会としてもセキュリティ・クリアランスの問題は非常に重要というか最優先で取り組まなきゃいけない課題だと感じております。そういった中で、愛知の会も総会がですね、来年なんですが、4月13日の午後1時からということで決まっています、ちょっとまだ名古屋市内であることは間違いないんですが、ちょっと会場がまだ決まっていないという状況ではあるんですが記念講演がありまして、政治学者のですね中野晃一先生にやはりそのセキュリティ・クリアランスの問題を政治学者の視点から講演していただくと思っておりますので、ちょっと場所の案内とかまた改めてご連絡はしますが、ご参加いただける方は

今のうちにその４月１３日と少し先ですが、予定を空けておいていただけるとありがたいと思います。

海渡：ひとことだけ言っておきたいことが、１月の２９日のお昼、院内でやっぱりこの経済安保法版の秘密保護法の反対の市民集会やろうと思ってますまだチラシとかできてないんですけども、１月２９日のお昼ですね。

これも２月これもまだ公式な宣伝活動ができてませんけど２月１３日のやっぱりお昼に日弁連でこの問題で院内集会やろうというふうに今準備していて、ちゃんとできるだろうというふうに思います。できたらきちんと広報するようにしますんで、１月２９と２月１３、それからですね。

たくさんあるんですね、１２月の今週ですね８日、京都弁護士会でこれ青木理さんをお呼びして、京都弁護士会でこのやっぱり経済安保のことをやることが決まっています。

これからですね岡山でもやることが決まっていたと思います。

岡山ちょっと忘れちゃいましたけども岡山弁護士会にも呼ばれているので、とにかく全国でそういう催しをたくさんこれからやっていこうと思ってますんで、でももっともっとたくさんやる必要があるので、どうかよろしくお願いいたします。はいすいません

内田：それでは情報は、本日の学習会の報告を、秘密法と共謀罪に反対する愛知の会のブログに後日書きますので、そこに今後の予定を全て記載させていただきます。

海渡：わかりました、ちゃんとメールするようにいたします。

中川：学習会とか院内集会のご案内もありがとうございます。

可能な限りぜひいけるようにしていただけたらと思います。それでは長時間になりましたが、改めて海渡先生ありがとうございました、今日はこれで終了にしたいと思います。ご視聴いただいている方もお疲れ様でしたありがとうございました。

ありがとうございました。

それでは終了させていただきます。

ご退出ください。